

議案第 1 1 2 号

静岡市漁港管理条例の一部改正について

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例

静岡市漁港管理条例（平成15年静岡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 甲種漁港施設（1）届出に係る使用料の表中「1 円62銭」を「1 円65銭」に、「2 円16銭」を「2 円20銭」に、「90円72銭」を「92円40銭」に、「3 円24銭」を「3 円30銭」に、「2, 160円」を「2, 200円」に改め、同 1 甲種漁港施設（2）許可に係る使用料の表中「39円96銭」を「40円70銭」に、「1 円62銭」を「1 円65銭」に、「1 円29銭6厘」を「1 円32銭」に改め、同 1 甲種漁港施設（3）占用料（イ）占用期間が 1 月未満の場合の表中「26円25銭」を「27円50銭」に、「13円99銭」を「14円66銭」に、「73円50銭」を「77円」に改め、別表第 1 の 2 給油施設の表中「110, 700円」を「112, 750円」に改める。

別表第 2 の 1 土砂採取料の表中「200円」を「220円」に、「220円」を「242円」に、「2, 400円」を「2, 640円」に改め、別表第 2 の 2 占用料（2）占用期間が 1 月未満の場合の表中「26円25銭」を「27円50銭」に、「13円99銭」を「14円66銭」に、「60円37銭」を「63円25銭」に、「13円12銭」を「13円75銭」に、「34円12銭」を「35円75銭」に、「73円50銭」を「77円」に、「131円25銭」を「137円50銭」に、「78銭」を「82銭」に、「7 円87銭」を「8 円25銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市漁港管理条例（以下「新条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、利用及び占用（以下「利用等」という。）の期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用等に係る使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）

について適用し、施行日の前日までに利用等の期間が満了する利用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく使用料等の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。